

魅力いっぱい

伊吹島でしか味わえない

特別な1日

関連記事 (13ページ)



迫力の演奏で人々を魅了する
切腹ビストルス



約2,000kmの距離を旅するチヨウ
アサギマダラが飛来!



みんなの笑顔が輝いています



広島
No.146

かんおんじ

2017 / 平成29年

12 December

目次

- 市長および市議会議員が決まりました……2
- 年末年始の窓口等の休業日……3
- みんなで築こう 人権の世紀……4・5
- 市職員の給与等の状況……6・7



島内の散策ではきれいな紅葉も発見!



島の食材をふんだんに使った手作り弁当



年末年始の窓口等の休業日

年末年始は窓口が大変混雑します。ご用のある人は早めに済ませてください。

窓口など	休業日	注意
市役所 本庁 ☎23-3900 大野原支所 ☎54-5700 豊浜支所 ☎52-1200 伊吹支所 ☎29-2111	12月29日(金)～1月3日(水)	出生・婚姻・死亡などの届け出は、休み期間中でも受け付けます。(伊吹支所は除く)
水道お客さまセンター (市役所3階) ☎25-5211	年末年始も休まず営業	水道使用開始や中止の申し込み、支払いなどの受け付けをします。(受付時間は、午前8時30分から午後6時まで) 来庁の際は、中央公民館側の夜間休日通用口をご利用ください。
ごみ収集 観音寺地域 ☎25-2698 大野原地域 ☎54-5700 豊浜地域 ☎52-1200 伊吹地域 ☎29-2111 ☎29-2224	可燃ごみ 12月30日(土)～1月3日(水) 不燃ごみ 12月29日(金)～1月3日(水) 可燃ごみ 12月30日(土)～1月4日(木) 不燃ごみ 12月29日(金)～1月3日(水) 可燃ごみ 12月30日(土)～1月3日(水) 不燃ごみ 12月28日(木)～1月9日(火) 可燃ごみ 12月29日(金)～1月3日(水) 不燃ごみ 12月29日(金)～1月3日(水)	ごみは、指定された収集日に指定された場所へ、当日の午前8時までに出示してください。前日のごみ出しはできませんので、ご協力をお願いします。
持ち込みごみ 生活環境課 ☎25-2698	12月29日(金)～ 1月8日(祝・月)	1月は9日(火)から受け付けます。土・日曜日、祝日以外の午前10時から午後2時までに搬入してください。
火葬場 燧望苑 ☎67-5650 伊吹 ☎29-2111	1月1日(祝・月)・2日(火) 12月29日(金)～1月3日(水)	
くみ取り 衛生センター ☎23-1438	12月29日(金)～1月3日(水)	年末のし尿くみ取りは、必ず12月15日(金)までにお申し込みください。
図書館 中央図書館 ☎23-3960 大野原図書館 ☎54-5715 豊浜図書館 ☎52-1206	12月29日(金)～1月3日(水)	
のりあいバス 萩の湯 ☎54-5555	12月29日(金)～1月3日(水) 1月1日(祝・月)	伊吹線も運休します。

*そのほかの施設は、各施設へ早めにお問い合わせください。

平成30年度における市税等の主な改正点

●給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しに係る一覧

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。

区分	現行	平成30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

●セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

検診や予防接種など健康の維持増進および疾病の予防への取り組みを行う個人が、一定の一般用医薬品の購入のために支払った年間の合計金額が12,000円を超える場合には、その超える部分の金額について、所得控除を受けることができるようになりました(控除上限額88,000円)。なお、この特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除は適用できません。

確定申告時のお願い

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。申告の際には、本人確認書類の提示または写しの添付をしてください。

個人番号
カード

または

通知カード等
+
運転免許証または保険証等

観音寺税務署からのお知らせ

公的年金等受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税や復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- この場合でも、所得税や復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。
- 復興特別所得税の記入を忘れないようにしてください。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、金額等を入力すると、自動的に税額が計算され、誤りのない申告書ができます。
- 確定申告が不要な人でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市税務課市民税係にお問い合わせください。

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎23-3922
観音寺税務署 ☎25-2191

市長および市議会議員が決まりました

任期満了(11月19日)に伴う市長選挙と市議会議員の一般選挙が11月5日に告示され、11月12日に市長選挙が行われました。

なお、市議会議員は定数20人のところ、立候補届出者が20人であったため無投票になりました。

市長



白川 晴司
72歳
観音寺町

市議会議員



五味 伸亮 37歳
高屋町



大平 直昭 56歳
豊浜町和田



秋山 忠敏 79歳
柞田町



立石 隆男 57歳
大野原町内野々



石山 秀和 60歳
原町



安藤 康次 72歳
池之尻町



合田 隆胤 38歳
豊浜町姫浜



豊浦 孝幸 49歳
観音寺町



篠原 重壽 64歳
古川町



詫間 茂 70歳
観音寺町



大賀 正三 72歳
大野原町大野原



大久保 隆敏 71歳
大野原町萩原



藤田 均 57歳
大野原町大野原



白川 雅仁 46歳
大野原町中姫



伊丹 準二 63歳
豊浜町和田浜



大矢 一夫 59歳
観音寺町



友枝 俊陽 37歳
大野原町大野原



篠原 和代 55歳
古川町



井下 尊義 53歳
観音寺町



井上 浩司 56歳
豊浜町和田浜

(敬称略)

第69回人権週間
12月4日～10日
世界人権デー
12月10日

平成29年度啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人権課 ☎23-3928

人権デーと人権週間

12月10日は、世界人権宣言採択を記念して、「人権デー」と定められています。また、12月4日から10日までは「人権週間」です。この期間中は、いろいろな所で、人権尊重についての啓発活動が行われていますので、催しに参加して、人権について、考えてみませんか。

人権は、人間らしい幸せな生活を営むのに必要な権利です。お互いの人権が尊重され、差別のない明るい世の中にしたいためです。

さまざまな人権課題

平成29年度啓発活動 年間強調事項

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう

う

- ・ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

どの課題も大変重要ですが、早期の解決には、関心と理解を深めていくことが必要です。



気軽にご相談ください

家庭内の問題（夫婦、親

子、結婚、離婚、扶養、相続など）、借地・借家問題、差別問題、外国人の人権問題など、さまざまな心配ごとで困っている人は、人権相談（日時や場所は、25ページ）の相談あれこれ参照）

や地元の人権擁護委員に気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

子どもの権利110番

いじめや虐待など、子どもの人権に関する相談や情報を提供します。

高松法務局人権擁護部
☎0120-1007-1110

女性の人権ホットライン

夫や恋人からの暴力、ストーカー行為や職場におけるセクシャルハラスメントなど、女性の人権に関する相談や情報を提供します。

高松法務局人権擁護部
☎0570-1070-1810

みんなの人権110番

差別や虐待、パワーハラ

スメントなどの相談や情報を提供します。

高松法務局人権擁護部
☎0570-1003-1110

人権出前講座

差別や人権侵害のない地域や職場づくりのため、自治会の会合や職場研修に、講師を無料で派遣します。

人権課 ☎23-3928

12月10日～16日

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による「拉致」などの人権侵害問題に対する関心および認識を深めましょう。

じんげんフェスタ2017

12月2日(土)

午前9時～午後3時30分

内 じんげんキーホール・しおり作り、紙芝居、人権啓発ポスター・パネル展等の人権啓発フェスティバル

所 サンポートホール高松
高松法務局人権擁護部
☎087-1821-7850

人権講演会（無料）

人権文化を考える

「福を運んだえびす様」

時 12月10日(日)

午後1時20分～

所 ハイスタッフホール(観音寺市民会館) 小ホール

数 300人

講 阿波木偶箱まわし保存会

辻本一英さん

プロフィール

1979年に、被差別部落の生活文化調査を始める。

登録型本人通知制度の事前登録をしますか

▼登録型本人通知制度とは
事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、登録者本人の住民票などを代理人や第三者が取得した事実を早期に確認することができます。

▼事前登録ができる人
市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

▼登録方法

本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、保険証等）を持参し、市民課または各支所で登録の手続きをしてください。郵送による手続きもできます。

代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

- ▼通知の対象となる証明書
- ・ 住民票の写し（除票を含む）
- ・ 住民票の記載事項証明書

▼戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
戸籍の附票の写し（除附票・改製原附票を含む）
交付の通知
交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ① 交付した日
- ② 交付した証明書の種類（住民票の写し、戸籍謄本等）
- ③ 交付枚数
- ④ 交付請求者の種別（本人等の代理人、それ以外の第三者）

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

問 市民課市民係
☎23-3924

男女共同参画

世界における男女共同参画の日本の順位は？

144カ国中114位

企画課男女共同参画推進室 ☎23-3917

世界の男女共同参画の状況を数値として表したものにGGI(ジェンダー・ギャップ指数)があります。これは、経済、教育、保健、政治の4分野における男女の格差を測る指数で、日本は世界144カ国中114位で、世界各国から遅れをとっている状況と言わざるを得ません。

中でも、経済分野での遅れが大きくなっています。その理由として、指導的地位に占める女性の割合が、男女共同参画先進国の約3分の1の11%にとどまっていることや、半数以上の女性が非正規雇用者となっているなど、男女の間で大きな賃金格差が生じていることが挙げられます。

その背景には、根強く残る長時間労働を前提とした労働慣行や固定的性別役割分担意識が、女性の仕事と家庭生活の両立を困難にし

